

# 新婚新生活住まいる 補助金

～諏訪市では、新婚夫婦の新生活スタートアップを応援します～

## 【補助対象費用】

- ◎住居費：①住宅取得費用  
②住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費、仲介手数料)
  - ◎引越費用：引越業者又は運送業者へ支払った費用(実費)。
- ※共通  
令和3年1月1日から令和4年3月4日までに支払った費用のうち、  
令和3年1月1日から令和4年2月28日までの経費を対象費用とします。



## 【補助対象者】

①婚姻届  
令和3年1月1日から令和4年2月28日までの間に提出し、受理されている。

いいえ

はい

②夫婦の年齢  
夫婦の双方の年齢が婚姻日において満39歳以下である。

いいえ

はい

③夫婦の所得  
所得証明書をもとに算出した夫婦の所得が400万円未満である。  
※申請時に無職の者は、所得なしとして、算出します。  
※貸与型奨学金を返済している場合は、年間返済額を控除します。

いいえ

はい

④対象となる住居  
対象となる住居が諏訪市内にあり、かつ、夫婦の双方が当該住宅に住所を有している。

いいえ

はい

⑤その他  
以下の項目を全て満たす。  
(1)他の公的制度による家賃補助等を受けていない。  
(2)過去にこの補助金制度に基づく補助を受けていない。  
(3)夫婦のいずれもが市税を滞納していない。  
(4)暴力団関係者でない。

いいえ

はい

該当

※雑所得として課税の対象となり、確定申告が必要になる場合があります。

非  
該  
当

## 【助成金額】

1世帯当たり最大30万円

ご夫婦の双方の年齢が  
婚姻日において30歳未満の場合、  
1世帯当たり最大40万円

## 【申請期限】

令和4年3月4日まで

※ただし、申請が予算額に達した場合、  
受付を終了することがあります。



(お問い合わせ先)

諏訪市役所 地域戦略・男女共同参画課 地域支援係

TEL : 0266-52-4141 (内線288) MAIL : senryaku@city.suwa.lg.jp

## 【申請フロー】

結 婚  
住宅取得・住宅賃借、引越



交 付 申 請



審 査



〇 座 振 込  
※申請書提出後、1～2ヶ月以内での振込となります。

### <婚姻日>

○令和3年1月1日から令和4年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された満39歳以下の夫婦。

### <住宅取得・住宅賃借、引越>

○令和3年1月1日から令和4年3月4日までの間に支払った費用のうち、令和3年1月1日から令和4年2月28日までの経費が対象。

### 【申請期限】

○令和4年3月4日まで  
※交付申請は、支払済の費用に限る。

### 【提出書類】

#### 共通書類

- 諏訪市新婚新生活住まいる補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号-1）
- 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し
- 夫婦の住民票の写し
- 夫婦の所得証明書の写し
- 補助金振込先口座が確認できる書類（預金通帳の写し等）

◎申請内容により、以下の書類が必要になります。

#### 【交付申請日時点において無職の場合】

- 無職・無収入申立書兼誓約書（様式第2号-2）
- 離職票又は退職証明書等無職であることが確認できる書類

#### 【貸与型奨学金を返済した場合】

- 年間返済額が確認できる書類

#### 【住宅取得の場合】

- 売買契約書、工事請負契約書等により契約内容が確認できる書類の写し
- 領収書等の写し

#### 【住宅賃借の場合】

- 賃貸借契約書の写し
- 領収書等の写し
- 住宅手当の支給額を証明する書類（給与所得者全員分）

#### 【引越の場合】

- 領収書等の写し

（お問い合わせ先）

諏訪市役所 地域戦略・男女共同参画課 地域支援係

TEL：0266-52-4141（内線288） MAIL：senryaku@city.suwa.lg.jp